

GCC の消費者保護法－外国企業が注意すべき点

2017年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2017年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller

www.amereller.com

(ドバイ オフィス)

Tel: +971 4 332 9686

A M E R E L L E R

GCCの消費者保護法－外国企業が注意すべき点

はじめに

過去 15 年間に於いて、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、カタール、クウェート、オマーン、そしてバーレーンを含む湾岸協力会議（以下、GCC）の 6 カ国が独占禁止法、公正競争法、消費者保護法が施行された。この三つのトピックスは緊密な関係にある。

本書では、GCC 諸国における消費者保護法の概要、販売業者や代理店を通じて地域に製品を販売する外国企業の義務に焦点をあてて説明する。サウジアラビア、カタール、オマーン、クウェートの 4 カ国は、適用法に基づき現地の販売業者を第一の債務者とする一方、バーレーンは、製造者の瑕疵責任に無関係な販売業者を保護し、UAE は、企業と販売業者の両方に法的責任を課している。

アラブ首長国連邦－企業と販売業者の責任

UAE は、2006 年連邦法第 24 号消費者保護に関する法（UAE 消費者保護法）を成立させた。これは「提供者」に多くの負担を課すものである。提供者の定義が広範にわたるため、販売業者や製造業者も含まれる場合がある。

提供者の法的負担は、以下を含む。

- 欠陥を発見した場合は、商品を返却または交換する。
- 消費者の利益または健康に害を及ぼす可能性のある不良品、誤解を招く恐れのある商品やサービスを表示、提示、または宣伝しない。
- 販売された商品のカバーまたは箱に、製品に関して明示したラベルを貼る。
- 限られた期間内において、使用された商品の損害の責任を負い、耐久性のある商品のスペア部品を提供する。
- 消費者向けに供給された商品およびサービスが、宣伝された基準に適合することを保証する。

経済省は消費者保護法の下でさらに管轄権を持ち、この権限をドバイ経済省とアブダビ経済開発省などの各首長国の管轄機関に委譲している。

さらに、アブダビ首長国は、2009 年アブダビ法第 3 号アブダビの品質と適合性に関する法（ADQCC 法）を可決し、アブダビ品質・適合協議会（以下、ADQCC）を設置した。ADQCC

では明確に規定されていないものの、ADQCC 法は製品の販売業者や代理店を関与させることなく、積極的に製造者に直接製品のリコールを命じている。

サウジアラビア—現地の販売業者を対象とした競争法を含む初期的な体制

サウジアラビアは、包括的な消費者保護法を施行していない GCC 唯一の国であり、代わりに 2008 年の閣僚理事会 No.3 12/1/1429H によって公布された消費者保護協定（サウジ CPA）を制定した。

サウジ CPA は消費者問題に対応し、消費者の権利を保護するために作られたものである。その主な役割は、商品やサービスに関連する詐欺、偽造、不正を防止することであり、消費者からの苦情を受け、関連する所管官庁に提出することである。

それでも、サウジアラビアは GCC 内で最も古くから競争法制度を有していた国の一つであり、商業投資省が地元企業の「市場濫用」を追求するために最も頻繁に使用されるのはこの法律である。この点で、商務省は主要な管轄機関であり、商品のリコールなどのすべての問題を管轄し、企業や販売業者と接触する際に積極的な役割を担う。

カタール—現地販売業者が主たる債務者となる

2008 年カタール法第 8 号（カタール消費者保護法）、および 2012 年決議案第 68 号（カタール消費者保護細則）が、カタールで適用される消費者保護法である。経済商業省の消費者保護部は、消費者保護業務を管轄する政府の担当部門である。

適用される消費者保護規則のもとで、「供給者」は以下の義務を負う。

- 商品が「不良」または所定の標準仕様に準拠していない場合、「供給者」は商品を回収し、消費者に払戻または交換を申し出て、欠陥を無料で修理する。
- 販売された製品は、包装または容器にカタール消費者保護細則に定められた方法で、商品に関する種類、性質、成分およびその他の情報を明示する。
- 供給者が誤った不正の情報を商品の説明、宣伝または表示することの禁止

注目すべき点として、これらの義務は、商品を消費者に販売した供給者に帰属し、製造者には直接には適用されない。

経済商業省は、カタールの消費者保護法に基づく監督官庁であり、特に消費者の健康と安全に影響を与える分野でのリコールに非常に積極的である。

クウェート—現地販売業者が主たる債務者となる

クウェートは、GCC 諸国の中で 2014 年第 39 号消費者保護に関する法（クウェート消費者保護法）により、最も近年に消費者保護法を公布した国である。クウェート消費者保護法は、全国消費者保護委員会を設置し、以下の権利と義務を規定している。

- 消費者は、販売された商品に関する正確なデータおよび情報を受け取る権利を有する。
- 供給者は、全国消費者保護委員会に欠陥および損害の可能性について通知し、必要な場合は欠陥品を交換または修理しなければならない。
- 供給者は、不良品のいかなる種類の損害に対しても、消費者に補償する必要がある。
- 提供された広告、販売、提示および商品またはサービスの広告などにおける虚偽の情報は禁止される。

「供給者」は定義されていないが、主たる債務者は商品の現地の卸業者や販売業者であると一般的に解釈される。

国家消費者保護委員会は、法律の条項に従って、施行と消費者の保護を確実に行う権限を委任されている。

オマーン—現地の販売業者が主たる債務者となる

オマーン本来の消費者保護法は、2002 年国王令第 81 号で可決され、2014 年の国王令第 66 号の発効により無効となるが、2007 年の閣議決定第 49 号によって依然として 2002 年消費者保護法は有効とされている。これらは共にオマーンにおいて適用される消費者保護法である。

この法は、基本的な消費者保護および供給者の義務に関する以下の条項を含む。

- 消費者は、購入した商品に関する正確な情報を、供給者から入手する権利を有する。
- 供給者は、価格、重量、生産日、有効期限、品目名、構成要素、原産国を含む、販売された商品に関する正しい情報を、消費者に提供する法定義務を負う。

「供給者」とは、「商品を取引したり、消費者にサービスを提供する人または企業」と定義され、直接地域の販売業者に義務を課す。販売業者は多くの場合、法律に基づく管轄機関である消費者保護局（Public Authority for Consumer Protection）の指導によりリコールやその他の救済手段を準備しなければならない。

バーレーン—製造者が主たる債務者となる

2012年法令第35号消費者保護法（バーレーン消費者保護法）は、バーレーンにおける主な関連法であり、消費者に正しい情報を提供する一方、販売業者、企業および広告主への義務を課している。

GCCのほかの法律と同様に、消費者への第一の債務者は「提供者」であり、これは現地の企業と外国企業の両方であると解釈することができる。製造元に欠陥があり、販売業者が欠陥を認識しておらず、企業の過失である場合は販売業者は責任を負うことができない。

加えて、バーレーンは「広告主」に消費者に製品の性質およびその機能に関する正しい情報を提供し、消費者が虚偽の情報、消費者に誤解を招くと受け取られる情報、または過失の原因となりうる情報の提供に責務を課している。販売業者が提供した広告に含まれる情報に技術的な説明が必要で、広告主が確認することが困難であった場合、広告主は責任を免れることができる。

なお、バーレーン消費者保護局には、バーレーン消費者保護法違反の罰金を科すための裁量権が与えられている。